

◎流山市在宅高齢者介護慰労金について

1 概要

流山市在宅高齢者介護慰労金は、平成13年4月に施行され、平成18年度から介護保険の地域支援事業として実施してきた。

本規則は、在宅の高齢者を介護する家族に対し慰労金の支給を行うことにより、介護を慰労するとともに、在宅高齢者の生活の継続及び向上を図ることを目的とし、介護保険のサービスを1年以上利用しておらず、要介護4以上の高齢者を在宅で介護している非課税世帯の家族に対して年額10万円支給するものである。

しかし、介護保険制度の市民への浸透により、当該規則の受給者が減少してきており、平成20年度以後は受給者がいない状況である。

2 受給者の推移

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
30人	22人	2人	0人	1人	0人
19年度	20年度	21年度	22年度		
1人	1人	0人	0人		

3 対象者の状況

受給要件を満たしている世帯（重度高齢者を在宅で介護している非課税世帯で介護給付未利用の者）の状況は以下のとおり。

21年度 0名

23年度 2名（要介護4：1名、要介護5：1名）

4 今後の方向

以上のように対象者が若干名存在するが、本来、在宅の高齢者を介護する家族の負担軽減のため、適切なサービス利用につなげていくべきものと考えるため、当面の間、経過措置として本事業を継続していくこととした。